

令和7年度水質測定結果

	物質名	単位	流入水	放流水	排水基準値
					水質汚濁防止法 ・県条例
一般項目	1 水素イオン濃度 (pH)	-	7.01	7.09	5.8~8.6
	2 生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	304.6	12.4	25 (20)
	3 化学的酸素要求量 (COD)		332.8	7.6	---
	4 浮遊物質 (SS)		728	7	60 (50)
	5 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類)		<1.0	<1.0	5
	6 // (動植物油脂類)		9	<1.0	5
	7 フェノール類含有量		0.11	<0.05	0.5
	8 銅含有量		0.01	<0.01	2
	9 亜鉛含有量		0.05	0.03	2
	10 溶解性鉄含有量		0.42	0.04	10
	11 溶解性マンガン含有量		0.48	0.48	10
	12 クロム含有量		<0.02	<0.02	2
	13 大腸菌数		CFU/ml	44,000	212
	14 窒素含有量 (T-N)	mg/L	73.03	11.37	120 (60)
	15 燐含有量 (T-P)		13.770	1.271	16 (8)
有害物質	1 カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.03
	2 シアン化合物		<0.02	<0.02	1
	3 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		<0.05	<0.05	1
	4 鉛及びその化合物		<0.005	<0.005	0.1
	5 六価クロム化合物		<0.02	<0.02	0.2
	6 砒素及びその化合物		<0.005	<0.005	0.1
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		<0.0005	<0.0005	0.005
	8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	検出されないこと。
	9 ポリ塩化ビフェニル (P C B)		<0.0005	<0.0005	0.003
	10 トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.1
	11 テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	0.1
	15 ジクロロメタン		<0.002	<0.002	0.2
	12 四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	0.02
	18 1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	0.04
	16 1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	1
	17 シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	0.4
	13 1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	3
	14 1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	0.06
	19 1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	0.02
	21 チウラム		0.02	<0.005	0.06
	22 シマジン		<0.001	<0.001	0.03
	23 チオベンカルブ		<0.001	<0.001	0.2
	20 ベンゼン		<0.001	<0.001	0.1
	24 セレン及びその化合物		<0.005	<0.005	0.1
	26 ほう素及びその化合物		0.5	0.3	10
27 ふつ素及びその化合物	0.30	0.17	8		
28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (無機性窒素)	8.72	5.17	100		
25 1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.5		

()は日間平均

備考) 「大腸菌群数」は令和7年度から「大腸菌数」に変更になりました。これに伴って、排水基準が次のとおりに変更になりました。

大腸菌群数：日間平均3,000個/cm³ → 大腸菌数：日間平均800CFU(コロニー形成単位)/ml
(北部浄化センター)